

横浜市市民ギャラリーあざみ野 第5期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
1	業務の基準	P.8	Ⅲ 文化事業 2-(2) ウ ホームページの作成基準	「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン細則1 WEBページ作成基準」の URL の提示をお願いできないでしょうか。 以下 URL 「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」には、「細則1 WEBページ作成基準」が見当たりませんでした。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/city-city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/kitei/guideline/gl.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/city-city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/kitei/guideline/gl.html</a>	「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」から細則1が削除されていたため、HP上の「公募要項、応募関連資料」に「WEBページ作成基準」を追加しました。以下URLをご確認ください。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/gal-azamisentei/gal-azami.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/gal-azamisentei/gal-azami.html</a>
2	業務の基準	P.8	Ⅳ 施設の提供 1-(1) エ	「利用団体は出品者が原則10名以上のグループ」と記載がありますが、現在の利用では出品者1人や数名の展覧会もあります。第4期の同基準には当該基準は定められておらず、今回加わった基準で運営しますと現在の利用者が使えなくなります。 本項目のみに関して、「原則10名以上」はあくまでも原則であり、実際の運営基準はこれまでの施設利用実績に応じて指定管理者に任せられるという理解でよろしいでしょうか？	原則は10名以上ですが、施設利用実績等に応じて指定管理者で判断をお願いします。
3	公募要項	P.8	6-(4) ア申請書類 (キ) (ク)	当法人の前事業年度（令和5年度）の収支計算書、事業報告書、決算書について、6月下旬にある当法人の議決を経るまでは確定・公開できず、応募書類受付期間までに用意することが難しいです。また、現時点でそれらに相当する書類はございません。 応募書類の提出時には前々事業年度の書類のみを提出し、前事業年度の書類については7月上旬に速やかに提出させていただくことでよろしいでしょうか。	(キ)についてはご提案いただいた内容でお願いします。 (ク)については、まずR3、R4年度の資料をご提出いただき、R5年度については7月上旬を目途に速やかにご提出ください。
4	公募要項	P.9	6-(4) イ提案書類③写し6部	黒塗りする様式は、様式9、様式10、様式11、様式27、のみでよろしいでしょうか。 具体的な様式番号をお知らせください。	お見込みの通り、様式9、様式10、様式11、様式27については黒塗りをお願いします。 また、その他の提案書類様式についても、「団体名が特定できる記載」がある場合は黒塗りをお願いします。

横浜市市民ギャラリーあざみ野 第5期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
5	提案課題及び様式集		様式	指定されている様式の頁数は、片面印刷の頁数という理解でよいでしょうか？	お見込みの通りです。
6	提案課題及び様式集		様式	各申請書（様式4、5、6、7）、また提案書（様式9）に印のマークが、今回はありませんが、マークがない様式については押印不要と考えてよいでしょうか？	お見込みの通りです。
7	提案課題及び様式集		様式2「主な実績」 「財政状況」	当法人の前事業年度（令和5年度）の収支計算書、事業報告書、決算書について、6月下旬にある当法人の議決を経までは確定・公開せず、応募書類の受付期間までに用意することが難しいです。また、現時点でそれらに相当する書類はございません。 応募書類の提出時には前々事業年度の書類のみを提出し、前事業年度の書類については7月上旬に速やかに提出させていただくことでよろしいでしょうか。	質問No.3をご参照ください。